

飛騨市立河合小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和7年4月1日 改訂

はじめに

ここに定める「飛騨市立河合小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

いじめの問題に対する基本的な考え方

（１） 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２） 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（３） 学校としての構え

- ・いじめは人間として絶対許されないこと、自他の命の大切さやかけがえのなさ、人を傷つけることは絶対許されないことなど、「いじめを許さない学校づくり」を徹底する。
- ・いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、飛騨市が目指す「学び」づくりを核にして、授業を中心とした日頃の教育活動から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめの問題について、学校における委員会等の組織チームで解決にあたる。また、学校のみで解決しようとせず、教育委員会と必ず連携して取り組む。
- ・学校におけるいじめへの対応の方針等について、日頃より家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。また、実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、関係者等に対して正確な情報提供を行い、事実を隠蔽することなく、保護者や地域住民の信頼を確保するように努める。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

いじめの未然防止のための取組

(自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学校・学級・授業づくり

- ・飛騨市が目指す「学び」づくりに示した、学習習慣の確立「①話す人に心に向け、最後まで聴く」「②結論に根拠を付けて話す」姿を身に付けることを重点とし、「家庭と連携して学習習慣の確立を図り、個に応じたきめ細かな指導と単位時間ごとの終末の確実な評価に取り組み、一人一人に確かな学力を身に付ける」ことに取り組み、授業を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさや持ち味を認め合う学級経営・教科経営を充実する。具体的手立てとしては、本校のよさ見つけ活動である「ありがとうのりんご」活動を中核とし、お互いのよさや持ち味を認め合い、伝えることを通して、あたたかい人間関係づくりに努める。(縦割り活動の「なかよし班」を通して、異学年間の交流を促進する。)また地域の方にも参加・協力していただく機会を設定する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような、心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・飛騨市が目指す「学び」づくりに示す目指す姿「話す人に心に向け、最後まで聴く」ことは、「相手を大事にしている」「信じている」という心と心をつなぐ一番大切な思いやる姿であるという意味を教える。
- ・一人一人が大切にされる学校・学級を育てるために、教師が「子どもの言葉にじっくりと耳を傾け、心に寄り添う」「子どものよさや持ち味を捉え、認め、励ます言動を心がける」「子どもの姿を見届け、自身の指導を振り返る」など、姿で示す。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感を与える
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話・スマートフォンや通信型ゲーム機・デジタル音楽プレーヤー等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、それらを介した通信によっておこる誹謗中傷などのいじめへの適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を、一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について話し合い、保護者や地域の方も交えた交流会等の活動を充実する。

いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式）の実施や教師によるスクリーニング等、多様な方法で児童生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間8回の「おしえてねアンケート」、年2回の「飛騨市生活アンケート」によるいじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。また、年3回の「はなしてみませんかアンケート」もあわせて実施し、児童がどの教職員にでも悩みごとや不安、心配なこと等を相談しやすい態勢を整える。アンケートについては簡易的なアンケートを毎月位置付けるが、上記記載のアンケート時の月はそれをもっていじめ認知アンケートとする。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を、毎週児童理解研を実施して行う。またこれに限らず教職員相互が児童の様子に関わる会話を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高め、実態の把握に努める。また事案によっては、専門的なアドバイスを受けるためスクールカウンセラーや相談員に相談するなど、協力体制を整える。
- ・生徒指導主事が、いじめに関わる事案をいじめ認知シートにまとめて記録、ファィリングする。それを全職員が確認できるよう、生徒指導のPCファイルと紙ファイルに残していく。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、支援員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

- ・児童が担任だけでなく全教職員と相談できるよう「はなしてみませんかアンケート」を活用する。教育相談主任が仲介し、児童が気軽に相談できる態勢を整える。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行う。「目指す姿が身に付く指導に徹する」教師の姿の意味を理解することや、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることのないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，教育相談主任，養護教諭
学校職員以外：学校運営協議会員，人権擁護委員，SC，SSW

いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ正確に事実確認を行う。
- ・事実の確認にあたっては、いじめられた児童、いじめた児童の言い分を十分に聴くこと。いじめられた児童の主観のみで事実を確認するのではなく、まわりにいた児童からも聴くなどして、周辺状況等を客観的に確認する。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・いじめた児童に対しては、保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。何がいけなかったのかを気付かせながら、いじめた児童の心にも寄り添い、気持ちを十分聴く。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定（「いじめ未然防止・対策委員会」の開催）
- ③ 事実関係の正確な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2)「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

いじめの解消

- ・「いじめが解消された」ということは、少なくとも以下の2つの条件が満たされている必要があるとされている。

- ① 止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消としたり、上記の2点を満たしたから「解消された」と言い切ったりすることはできない。「いじめが解消された」状態に至った場合でも、再発する可能性もあることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察していく必要がある。

学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。